

能代市公告第150号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和7年8月26日

能代市長 齊藤 滋 宣

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役社長 織田 寛明
東京都千代田区麴町五丁目1番地1 住友不動産麴町ガーデンタワー
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン能代
秋田県能代市鮎淵字古屋布1番ほか97筆
- (3) 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の収容台数
(変更前) 1, 370台
(変更後) 700台
- (4) 変更する年月日
令和8年4月27日
- (5) 変更する理由
店舗運営計画の見直しによる。

2 届出年月日

令和7年8月26日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

能代市上町1番3号 能代市環境産業部商工労働課
令和7年8月26日から令和7年12月27日まで

4 意見書の提出先

能代市上町1番3号 能代市環境産業部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由